

板橋区 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成26年3月

(第1次改定 令和2年3月)

(第2次改定 令和3年3月)

(第3次改定 令和4年3月)

板橋区通学路安全推進連絡会

目 次

1	プログラムの目的.....	1
2	板橋区通学路安全推進連絡会の設置.....	2
3	取組方針	
(1)	基本的な考え方.....	3
(2)	通学路安全合同点検の手順.....	4
①	通学路安全点検の実施.....	5
②	前年度検討中箇所を進捗確認.....	6
③	通学路安全合同点検必要箇所の決定.....	6
④	関係機関による通学路安全合同点検の実施、対策メニュー案の検討	7
⑤	対策の実施.....	7
⑥	通学路安全合同点検の結果報告、協議.....	8
⑦	通学路安全合同点検結果の公表.....	8

【別添資料】

別添① 区立小学校 通学路安全点検報告書

別添② 通学路安全合同点検結果 一覧表

通学路の安全について

児童の登下校時の安全を守るのは、まず、保護者が第一の当事者です。

しかしながら、登下校時の危険や事故の回避について、学校が、保護者・PTA・地域ボランティア等に協力を求めていくことがとても大切です。その協力のもと、通学路の指定や見直し、経路の正確な把握、安全確保のための点検・確認、通学方法の検討、登下校時の安全指導等に取り組んでいく必要があります。

また、学校全体で取り組む姿勢がとても重要です。学校教職員一人一人が安全への理解と適切な対応を考えることが必要となっています。学校だけで判断等ができない場合には、教育委員会等との連携も大切です。

「通学路の安全」確保に向けた取組は、通学路についての考え方が統一していないことや様々な関係機関の協力が必要なことなど、大変に難しい課題です。継続的な合同点検等の取組をとおして、安全確保の実現を目指していくため、関係機関の皆さまには、このプログラムへのご協力をお願いいたします。

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、板橋区では各小学校の通学路において、学校、PTA、保護者、道路管理者、警察、教育委員会で緊急合同点検を実施し、平成26年8月までに必要な安全対策について協議・実施してきました。

また、その後にも、引き続き合同点検を行ってきましたが、通学路の交通安全確保に向けた取組を効果的に行うため、平成26年に関係機関の連携体制を構築し、「板橋区通学路交通安全プログラム」を策定しました。

その後、平成30年には、下校中の児童が被害者となる痛ましい事件が発生したことから、登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」を受け、防犯等の観点による各小学校の通学路緊急合同点検を実施しました。

今後も引き続き、防犯等の観点も含めた取組を行うため、関係機関の連携体制を再構築するなどプログラムの見直しを行い、「板橋区通学路交通安全プログラム」を「板橋区通学路安全プログラム」へ改定しました。

今後は、本プログラムに基づき、各小学校でのより安全な通学路の設定と関係機関の更なる連携・協力による安全対策の検討・改善等を行って、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。また、通学時のみでなく、日常での、子どもたちの安全意識の向上に役立つものと考えています。

2 板橋区通学路安全推進連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、板橋区では、以下をメンバーとする「板橋区通学路安全推進連絡会」を設置しました。

本プログラムは、この連絡会で議論し、策定しました。

- ・教育委員会事務局地域教育力担当部長
- ・教育委員会事務局指導室長
- ・教育委員会事務局地域教育力推進課長
- ・土木部管理課長
- ・土木部土木計画・交通安全課長
- ・危機管理部防災危機管理課長
- ・板橋区立小学校校長会代表校長
- ・板橋区立小学校PTA連合会代表
- ・板橋警察署交通課交通規制係長
- ・板橋警察署生活安全課少年第一係長
- ・志村警察署交通課交通規制係長
- ・志村警察署生活安全課少年第一係長
- ・高島平警察署交通課交通規制係長
- ・高島平警察署生活安全課少年第一係長
- ・国土交通省東京国道事務所万世橋出張所長
- ・東京都第四建設事務所補修課長

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

安全な通学路を確保するためには、保護者・学校・教育委員会・警察・道路管理者等すべての関係者が、それぞれ当事者としての役割を認識し、密接に連携・協力して対策を進める必要があります。そうした考えを基本にして、文部科学省、国土交通省、警視庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付 25ス学健第21号）及び「登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について」（平成30年12月21日付 30教参学第4号）に基づき、継続的な推進体制を構築するとともに、各小学校長が指定した通学路の安全を確保するため、関係機関による継続的な合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

*通学路＝通学路とは、次のような規定・考え方に基づく道路をいいます。

- 1 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令（昭和41年4月1日政令第103号）第4条の規定から

児童が小学校に通うため一日につきおおむね40人以上通行する道路で、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童の通行の安全を特に確保する必要があるもの

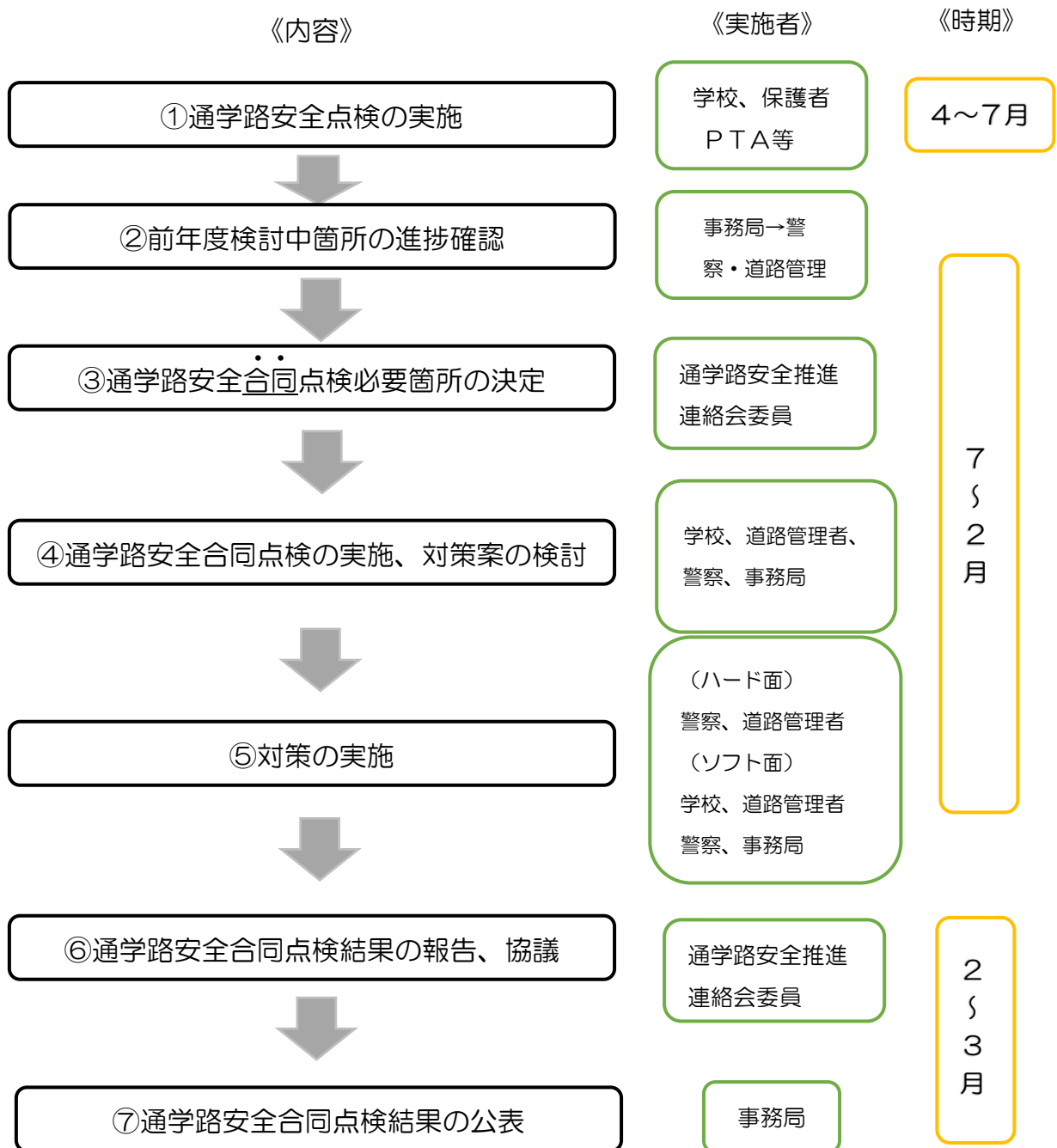
- 2 一般的な考え方

各学校が、児童の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路

(2) 通学路安全合同点検の手順

通学路の安全を確保するため、以下の手順により通学路の点検を行います。
具体的な内容については、①～⑦の中で説明します。

通学路安全合同点検の流れ



① 通学路安全点検の実施

各小学校は、PTA・保護者等の学校関係者と年に1回、通学路の安全点検を実施し、危険があると認められる箇所を抽出します。危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて、次に掲げる観点を参考とします。

抽出した危険箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を、別添①「区立小学校通学路安全点検報告書」により教育委員会事務局に提出します。

【交通安全の観点】

●危険・要注意箇所があるか

見通しが悪いか
道路幅は狭いか
大型車が頻繁に通るか 等

●通学路の交通安全が確保されているか

歩車道が区別され防護設備（ガードレール・ポール等）があるか
信号機（歩行者用含む）・横断歩道が適切に設置されているか
交通規制が適切に行われているか
路面表示（グリーンベルト・カラー舗装等）が適切になされているか 等

●交通法規が守られているか

交通規制が守られているか（例 車両通行禁止（7:30～8:30）等）
駐車違反があるか
歩道に障害物（放置自転車等）があるか 等

※文部科学省通知「通学路の交通安全の確保の徹底について」（別紙）「通学路における緊急合同点検等実施要領」（平成24年5月30日付 24ス学健第6号）から抜粋

【防犯の観点】

●見守る目があるか

人・車の通行が途切れる時間がないか
道路を見えにくくする障害物（大木・植栽・路上駐車等）があるか
子ども110番の家等があるか 等

●環境は整備されているか

環境美化は行われているか（落書き、ごみの放置、公共物の管理状態等）
人の出入りの少ない施設や空き家、空き地等はないか
不特定多数の利用する施設（駅や集客施設、公衆トイレ等）はないか 等

※文部科学省通知「登下校時における児童生徒等の安全確保について」（別紙）「通学路における緊急合同点検等実施要領」（平成30年7月11日付 30初健食第14号）から抜粋

② 前年度検討中箇所を進捗確認

教育委員会事務局は、前年度検討中箇所を進捗状況を警察や道路管理者等に確認し、「板橋区通学路安全推進連絡会」で報告します。

③ 通学路安全合同点検必要箇所の決定

教育委員会事務局は、各小学校からの「区立小学校通学路安全点検報告書」の報告を受けて、「板橋区通学路安全推進連絡会」にて、次に掲げる観点に照らして協議をし、合同点検必要箇所を決定します。

通学路安全合同点検は、安全確保に向けた環境整備の緊急性を優先し、効率的、効果的に実施します。

【通学路安全合同点検必要箇所決定に当たっての観点】

●危険・要注意の内容が設備等の整備で改善が見込めるか	
(例) 信号、ガードレール、歩道区分標示、カーブミラー、規制標識（一時停止、速度制限等）、街路灯、植栽管理、公共施設の改修、空き地の管理 等	
●現状の規制等が遵守されることで改善が見込めるか	
(例) 歩道部分の障害物撤去（放置自転車、違法駐車等）、車両制限速度、一時停止、一方通行、進入禁止 等	
●その他（指摘箇所の詳細を確認の上、合同点検要否を判定する）	
○道路が狭く、かつ交通量も多い	歩道区分の有無の確認
○見通しが悪い	原因を確認（道路の形状、障害物）
○大型車が頻繁に通る	歩道区分確保、大型車通行の頻度、危険の度合い、通行規制することが必要かの確認
○交通規制等が守られていない	標識等の視認性の確認、法令順守のための対策の確認
○歩道区分が無く、かつガードレールも無い	危険の度合い確認、いずれかの対応が可能かを確認
○通学時間帯に歩道に障害物がある	撤去等の措置が可能かを確認
○見守る目がない	パトロールの強化が可能かを確認、PTAや地域への見守りや「子ども110番の家」の有無の確認、防犯カメラの設置状況の確認
○その他	指摘内容を確認

※ 板橋区教育委員会決定「通学路の緊急合同点検実施要領」（平成 24 年 7 月 30 日付）
別紙「通学路における緊急合同点検実施基準」及び文部科学省通知「登下校時における
児童生徒等の安全確保について」（別紙）「通学路における緊急合同点検等実施要領」
（平成 30 年 7 月 11 日付 30 初健食第 14 号）から抜粋

④ 関係機関による通学路安全合同点検の実施、対策メニュー案の検討

合同点検を実施することになった小学校は、学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会事務局等の関係機関と合同で通学路安全点検を実施します。

合同点検の結果、明らかになった対策の必要箇所について、道路管理者や警察から技術的な助言を得つつ、ハード対策（歩道整備や防護設備の設置等）やソフト対策（交通安全教育等）として、具体的な実施メニューを検討します。

【対策メニューの例】

ハード対策		ソフト対策	
道路等管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・歩道の整備 ・防護設備の設置 (ガードレール・ポール等) ・路面表示 (カラー舗装、グリーンベルト等) ・看板の設置(注意喚起等) ・カーブミラーの設置 ・環境美化(植栽の剪定、施設修繕等) 	学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の見直し ・学童擁護員による児童への指導、啓発 ・スクールガード、子ども見守り隊による通学路周辺のパトロール及び呼びかけ ・児童・保護者への安全教育
	警察		<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の設置・調整(歩行者用含む) ・横断歩道の設置 ・交通標識(一時停止、速度制限)の設置 ・路面表示(「止まれ」等) ・看板の設置(注意喚起等)
		道路等管理者・警察	

⑤ 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、学校、P T A、保護者、道路管理者、警察、教育委員会事務局等の関係機関で連携を図ります。

⑥ 通学路安全合同点検の結果報告、協議

対策実施後、学校等からの聴き取りを行い、その効果を把握します。また、合同点検や聴き取りの結果を踏まえて、「板橋区通学路安全推進連絡会」において協議し、通学路安全合同点検の改善や充実を図ります。

⑦ 通学路安全合同点検結果の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために別添②「通学路安全合同点検結果一覧表」を作成し、ホームページ等で公表します。

なお、登下校防犯対策のうち、公開することで防犯対策の効果が薄れる対策及びソフトに関する対策情報は、犯罪を未然に防止する観点から、関係者のみの公表に留めます。

(参考) スクールゾーンには、次のような規定・考え方があります。

1 交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）第24条（交通安全業務計画）の規定から

「指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所轄事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない」とある。

また、「平成24年度文部科学省交通安全業務計画」（平成24年3月30日策定）の「1 安全な道路交通環境づくりの促進（1）ウ スクール・ゾーンの設置の推進とその定着化」の項に、「教育委員会、幼稚園及び小学校においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する」とある。

2 一般的な考え方

通学児童の交通安全確保を推進すべき範囲のこと。スクールゾーン内においては、学校及び地域住民からの要望により、歩行者の通行実態や道路状況等を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、速度規制などの交通規制が公安委員会の決定を受けて実施される。なお、スクールゾーン内の道路すべてが通行禁止、一方通行、速度規制となるとの考え方ではない。

No.	学校名	報告者職	氏名	点検実施日	点検者	点検結果	合同点検の希望可否	合同点検を希望しない理由	危険・要注意箇所住所			危険の内容及び状況	要望する対応策	観点	
1	〇〇小	副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						
2		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
3		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
4		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
5		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
6		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
7		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
8		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
9		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全
10		副校長				次の危険・要注意箇所を報告する			東京都板橋区						交通安全

